

掲 載 条 件

1 広告を掲載する印刷物

広告を掲載する印刷物は、「2025 社会福祉の手引」です。ただし、名称、作成部数、配布先及び規格並びに発行予定日は、都合により変更することがあります。

2 広告掲載料

広告掲載料は、「広告募集の御案内」3 のとおり納付してください。

3 版下原稿の提出

(1) 版下原稿は、「広告募集の御案内」4 に掲げる方法等により提出してください。

(2) (1) により提出する版下原稿は、広告の内容が次のいずれにも該当しないものであり、かつ、第三者の権利を侵害しないものであることとします。

ア 都の印刷物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの

エ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

オ その他都の印刷物の掲載広告として妥当でないと認められるもの

(3) 提出された版下原稿の内容が、(2) アからオまでのいずれかに該当するとき、第三者の権利を侵害するおそれがあると認められるとき、その他印刷物の作成に支障が生じたとき、当該版下原稿を変更することがあります。

4 広告代理店等の特例

広告媒体の確保及び広告の作成について、広告代理店等に依頼される場合は、都と当該広告代理店等とにおいて、広告の取扱いについて別途覚書を締結することとします。

5 広告掲載の決定の取消し

都は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができることとします。

(1) 広告掲載の決定を受けた者（4に規定する広告代理店等を含む。以下「広告掲載者」という）が2、3（1）及び3（2）の規定に違反したとき。

(2) 広告掲載者が3（3）の規定による変更の求めに応じないとき。

(3) 広告掲載者が4の規定により覚書を締結しないとき。

(4) 広告掲載者が4の規定により締結した覚書の条項に違反したとき。

(5) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。

(6) その他印刷物の作成に支障が生じたとき。

6 広告掲載料の不還付

既に納付した広告掲載料は、返還いたしません。ただし、広告掲載者の責めによらない事由により5の規定による取消しを行ったときは、この限りではありません。

7 広告掲載者の責務

印刷物に掲載された広告の内容に関する紛争については、広告掲載者の責任において解決するものとし、都はいかなる責任も負わないものとします。

8 1又は3（3）の規定による変更、5の規定による取消し、事故、天災事変等の不可抗力その他都の責めによらない原因により生じた損害について、都はその賠償の責めを負わないものとします。

9 その他広告の掲載に係る手続については、都の方法によるものとします。